

外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当施設は、要介護認定を受けた契約者に対して外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 職員の職種、員数及び職務内容

職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

- (1) 施設長（管理者） 1 名（常勤で養護老人ホーム施設長と兼務）
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 常勤方法で総利用者数が 100 人またはその端数を増すごとに 1 人以上
利用者またはその家族等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- (3) 介護職員 常勤換算方法で要介護者 10 人に対し 1 人以上、要支援者 30 人に対し 1 人以上、利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護等を行います。
- (4) サービス計画作成担当者 介護支援専門員 1 人（常勤）
利用者の要介護度に応じたサービス計画を作成します。

※ 生活相談員及び介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、待鶴荘における他の職務に従事することができます。

2 入所定員及び居室数

指定特定施設の入所定員及び居室数は次のとおりです。

- (1) 入所定員 100 人
- (2) 居室数 2 人部屋 50 室
一時介護室（静養室） 1 室

3 サービスの内容

- (1) 基本サービス
 - ①（介護予防）特定施設サービス計画の立案

事業者は、次の各号に定める事項を計画作成担当者が行います。

- ア 外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、主治医または歯科医師から情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その他有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活が営むことができるよう支援する上で解決する課題を把握します。
- イ 前規定の解決すべき課題を踏まえ、他の従業者と協議して、外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の目標及び達成時期、目標達成のための具体的サービスの内容、サービス提供上の留意点、サービス提供の期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者並びにその家族へ説明し、文書により同意を得ます。
- ウ (介護予防)特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へ交付します。
- エ (介護予防)特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。
- オ 他の特定施設従業者との連携を継続的に行うことにより、(介護予防)特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者について解決する課題を把握します。
- カ モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて(介護予防)特定施設サービス計画の変更を行います。

② 利用者の安否確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅(介護予防)サービス

(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する居宅(介護予防)サービス事業者等により提供します。

受託居宅（介護予防） サービス事業名	事業所の名称	所在地
訪問介護 第1号訪問事業	介護サービスセンターふれあい館	佐渡市千種58番地1
	社協ヘルパーステーションまごころ	佐渡市栗野江1837番地
通所介護 第1号通所事業	新穂デイサービスセンター	佐渡市新穂大野1816番地2
	金井デイサービスセンターしゃくなげの里	佐渡市中興乙2822番地1
訪問リハビリテーション	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177番地1
訪問入浴介護	ツクイ佐渡かない	佐渡市吉井本郷144番地1
	社協訪問入浴介護事業所	佐渡市栗野江1837番地
福祉用具貸与	有限会社ハルミメディカル	佐渡市吉岡989番地
	介護サービスセンターふれあい館	佐渡市千種58番地1

(3) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

① 居室

当施設の居室に個室はなく、特別な場合を除いて2人居室以上の多床室です。入所後、利用者の状況に応じて居室変更することがあります。

◎ 居室移動に関する事項

ア 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

イ 事業所は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動さ

せることができます。

② 食事

朝食 7：30～

昼食 12：00～

夕食 17：30～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談して下さい。

③ 入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、介護予防特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談して下さい。

⑥ 健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、主治医または協力病院等との連携を図ります。

また、原則月4回、診察室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。

(4) その他のサービス

次の事項などのほか、入所に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方はお申し出ください（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます）。

② 所持品の管理

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

③ レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

④ ショッピング

嗜好品等の購入は、施設が代行いたしますので担当職員に申し出ていただきます。代金は、ご本人の実費負担にてご利用頂けます。

4 利用料金（受託居宅サービス）

利用料金は、介護報酬改定があった場合は、自動的に改定されます。

(1) 介護保険が適用される基本料金（報酬告示 1単位:10円）

① 基本サービス利用料

一日あたりの料金 84単位：840円

一日あたりの利用者負担 84円（1割負担の場合）

② 加算料金

【障害者等支援加算】

下記の要件を満たす者に対して、一日につき20単位加算されます。

イ 療育手帳の交付を受けたもの

ロ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ハ 医師により、イまたはロと同等の症状を有するものと診断された者

【サービス提供体制強化加算】

下記の基準に適合するいずれか一つを算定

(I)

- ・介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合
 - ・介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合
 - ・サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的とした取組を実施している場合
- 上記のいずれかに該当する場合は、一日につき22単位加算されます。

(II)

介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合、一日につき18単位加算されます。

(III)

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
- ・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合
- ・入居者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占め

る割合が30%以上である場合

上記のいずれかに該当する場合は、一日につき6単位加算されます。

※上記の他に算定基準に合致した場合の法定利用料については別にご負担いただきます。

③ 受託居宅サービス利用料（報酬告示 1単位:10円）

利用者が負担する額は、事業所にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

「利用者自己負担額」は、「介護保険自己負担割合証」に示された割合でご負担いただきます。なお、以下の「利用者自己負担額」は、1割負担の場合を示しています。

(ア) 訪問介護

・身体介護中心の場合（1サービスあたり）

15分未満の料金	94単位:	940円	利用者自己負担額	94円
30分未満の料金	189単位:	1,890円	利用者自己負担額	189円
45分未満の料金	256単位:	2,560円	利用者自己負担額	256円
60分未満の料金	341単位:	3,410円	利用者自己負担額	341円
75分未満の料金	426単位:	4,260円	利用者自己負担額	426円
90分未満の料金	511単位:	5,110円	利用者自己負担額	511円

90分以上については、548単位に所要時間から計算して所要時間15分増すごとに36単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割の額です。

・生活援助中心の場合（1サービスあたり）

15分未満の料金	48単位:	480円	利用者自己負担額	48円
30分未満の料金	94単位:	940円	利用者自己負担額	94円
45分未満の料金	142単位:	1,420円	利用者自己負担額	142円
60分未満の料金	190単位:	1,900円	利用者自己負担額	190円
75分未満の料金	214単位:	2,140円	利用者自己負担額	214円
75分以上の料金	256単位:	2,560円	利用者自己負担額	256円

・通院等乗降介助

1回の料金	85 単位:	850 円	利用者自己負担額	85 円
-------	--------	-------	----------	------

(イ) 通所介護 (2 時間以上 3 時間未満)

要介護 1 の料金	244 単位:	2,440 円	利用者自己負担額	244 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 2 の料金	280 単位:	2,800 円	利用者自己負担額	280 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 3 の料金	316 単位:	3,160 円	利用者自己負担額	316 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 4 の料金	353 単位:	3,530 円	利用者自己負担額	353 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 5 の料金	389 単位:	3,890 円	利用者自己負担額	389 円
-----------	---------	---------	----------	-------

通所介護 (3 時間以上 4 時間未満)

要介護 1 の料金	333 単位:	3,330 円	利用者自己負担額	333 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 2 の料金	381 単位:	3,810 円	利用者自己負担額	381 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 3 の料金	431 単位:	4,310 円	利用者自己負担額	431 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 4 の料金	480 単位:	4,800 円	利用者自己負担額	480 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 5 の料金	529 単位:	5,290 円	利用者自己負担額	529 円
-----------	---------	---------	----------	-------

通所介護 (4 時間以上 5 時間未満)

要介護 1 の料金	349 単位:	3,490 円	利用者自己負担額	349 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 2 の料金	400 単位:	4,000 円	利用者自己負担額	400 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 3 の料金	452 単位:	4,520 円	利用者自己負担額	452 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 4 の料金	504 単位:	5,040 円	利用者自己負担額	504 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 5 の料金	555 単位:	5,550 円	利用者自己負担額	555 円
-----------	---------	---------	----------	-------

通所介護 (5 時間以上 6 時間未満)

要介護 1 の料金	513 単位:	5,130 円	利用者自己負担額	513 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 2 の料金	606 単位:	6,060 円	利用者自己負担額	606 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 3 の料金	699 単位:	6,990 円	利用者自己負担額	699 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 4 の料金	792 単位:	7,920 円	利用者自己負担額	792 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 5 の料金	886 単位:	8,860 円	利用者自己負担額	886 円
-----------	---------	---------	----------	-------

通所介護 (6 時間以上 7 時間未満)

要介護 1 の料金	526 単位:	5,260 円	利用者自己負担額	526 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 2 の料金	620 単位:	6,200 円	利用者自己負担額	620 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 3 の料金	716 単位:	7,160 円	利用者自己負担額	716 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 4 の料金	811 単位:	8,110 円	利用者自己負担額	811 円
-----------	---------	---------	----------	-------

要介護 5 の料金	907 単位:	9,070 円	利用者自己負担額	907 円
-----------	---------	---------	----------	-------

その他

食事 1日当たり 750円

キャンセル料（利用日2日前以内でのキャンセルの場合） 利用者自己負担額＋食事料

(ウ) 地域密着型通所介護（2時間以上3時間未満）

要介護1の料金	275 単位:	2,750円	利用者自己負担額	275円
要介護2の料金	316 単位:	3,160円	利用者自己負担額	316円
要介護3の料金	357 単位:	3,570円	利用者自己負担額	357円
要介護4の料金	396 単位:	3,960円	利用者自己負担額	396円
要介護5の料金	438 単位:	4,380円	利用者自己負担額	438円

地域密着型通所介護（3時間以上4時間未満）

要介護1の料金	374 単位:	3,740円	利用者自己負担額	374円
要介護2の料金	430 単位:	4,300円	利用者自己負担額	430円
要介護3の料金	486 単位:	4,860円	利用者自己負担額	486円
要介護4の料金	540 単位:	5,400円	利用者自己負担額	540円
要介護5の料金	597 単位:	5,970円	利用者自己負担額	597円

地域密着型通所介護（4時間以上5時間未満）

要介護1の料金	392 単位:	3,920円	利用者自己負担額	392円
要介護2の料金	451 単位:	4,510円	利用者自己負担額	451円
要介護3の料金	509 単位:	5,090円	利用者自己負担額	509円
要介護4の料金	566 単位:	5,660円	利用者自己負担額	566円
要介護5の料金	626 単位:	6,260円	利用者自己負担額	626円

地域密着型通所介護（5時間以上6時間未満）

要介護1の料金	591 単位:	5,910円	利用者自己負担額	591円
要介護2の料金	698 単位:	6,980円	利用者自己負担額	698円
要介護3の料金	806 単位:	8,060円	利用者自己負担額	806円
要介護4の料金	912 単位:	9,120円	利用者自己負担額	912円
要介護5の料金	1,021 単位:	10,210円	利用者自己負担額	1,021円

地域密着型通所介護（6時間以上7時間未満）

要介護1の料金	610 単位:	6,100 円	利用者自己負担額	610 円
要介護2の料金	721 単位:	7,210 円	利用者自己負担額	721 円
要介護3の料金	833 単位:	8,330 円	利用者自己負担額	833 円
要介護4の料金	944 単位:	9,440 円	利用者自己負担額	944 円
要介護5の料金	1,055 単位:	10,550 円	利用者自己負担額	1,055 円

その他

食事 1日当たり 750 円

キャンセル料（利用日2日前以内でのキャンセルの場合） 利用者自己負担額＋食事料

(エ) 訪問入浴

1回の料金 1,139 単位: 11,390 円 利用者自己負担額 1,139 円

(オ) 福祉用具貸与

現に福祉用具貸与に要した額、利用者自己負担額は料金の1割の額です。

※利用料金は、介護報酬改定があった場合は、自動的に改定されます。

(2) その他自己負担となるもの

理美容代、通院にかかるタクシー代、医療費、記録の複写実費、その他施設で提供するもの以外

(3) 支払方法

利用者は、当月請求額を毎月末日に利用者名義の口座より銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

4-2 利用料金（受託介護予防サービス）

(1) 介護保険が適用される基本料金（報酬告示 1単位:10円）

① 基本サービス利用料

1日あたりの料金 57 単位: 570 円

1日あたりの利用者負担 57 円（1割負担の場合）

② 加算料金

【障害者等支援加算】

下記の要件を満たす者に対して、一日につき20単位加算されます。

イ 療育手帳の交付を受けたもの

ロ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ハ 医師により、イまたはロと同等の症状を有するものと診断された者

【サービス提供体制強化加算】

下記の基準に適合するいずれか一つを算定

(I)

- ・介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合
 - ・介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合
 - ・サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的とした取組を実施している場合
- 上記のいずれかに該当する場合は、一日につき22単位加算されます。

(II)

介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合、一日につき18単位加算されます。

(III)

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
 - ・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合
 - ・入居者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である場合
- 上記のいずれかに該当する場合は、一日につき6単位加算されます。

※上記の他に算定基準に合致した場合の法定利用料については別にご負担いただきます。

③ 受託介護予防サービス利用料（報酬告示 1単位:10円）

利用者が負担する額は、事業所にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

ア 総合事業介護予防相当サービス

「訪問型サービス」

◎ 1か月につき

週に1回程度の場合の料金（要支援1・2の利用者）

1,032 単位	10,320 円	利用者自己負担額	1,032 円
----------	----------	----------	---------

週に2回程度の場合の料金（要支援1・2の利用者）

2,066 単位	20,660 円	利用者自己負担額	2,066 円
----------	----------	----------	---------

週に2回以上程度の場合の料金（要支援2の利用者）

3,277 単位 32,770 円 利用者自己負担額 3,277 円

イ 総合事業介護予防相当サービス
「通所型サービス」

◎「基本料金」(月額)

介護予防通所介護相当サービス 1

要支援 1 の料金 1,511 単位 15,110 円 利用者自己負担額 1,511 円

要支援 2 の料金 3,099 単位 30,990 円 利用者自己負担額 3,099 円

◎その他 食事 1 日当たり 750 円

キャンセル料 (利用日 2 日前以内でのキャンセルの場合)

利用者自己負担額 + 食事料

ウ 介護予防福祉用具貸与

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に 10 円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の 1 割の額です。

※施設利用料は、介護報酬改定があった場合は、自動的に改定されます。

(2) その他自己負担となるもの

理美容代、通院にかかるタクシー代、医療費、記録の複写実費、その他施設で提供するもの以外

(3) 支払方法

利用者は、当月請求額を毎月末日に利用者名義の口座より銀行振替にてお支払いいただきます。(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

5 虐待の防止のための措置に関する事項

入居者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び委員会の設置
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 全職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待を発見した場合の市への通報義務

6 職場におけるハラスメント防止の方針と措置

ハラスメント防止マニュアル(令和 2 年 9 月 佐渡市)により、ハラスメントの防止及び対応を行います。

ハラスメントを行わないためには、職員の一人ひとりが、次の事項の重要性について十分認識し行動します。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- (3) 性により差別しようとする意識をなくすこと。

施設長は、必要な次の事項を講じます。

- (1) ハラスメント防止マニュアル等を職員に周知し、意識啓発を行うこと。
- (2) ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、業務体制の整備など、職場や職員の実情に応じ必要な措置を講ずること。
- (3) ハラスメントが職場で行われていないか、またはそのおそれがないか、勤務環境に十分な注意を払うこと。
- (4) ハラスメントの問題が生じた場合には、その内容に応じて、迅速かつ適切な解決を図ること。
- (5) ハラスメントが行われた場合には、マニュアル等の内容を改めて周知するなど再発防止に向けた措置を講ずること。
- (6) 職員に対して、ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力、その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けないことを周知すること。

7 緊急時等における対応方法

- (1) 介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状等が急変し、またはその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力病院に連絡する等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに佐渡市担当課及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (4) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

8 非常災害対策

事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成し、当該計画に基づき、次に掲げる業務を実施します。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回以上）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用または取扱いに関する監督
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

9 事故発生時の対応

当施設において、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに佐渡市担当課、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口でも受付します。

窓口設置場所	待鶴荘 1階 事務室
担当者	生活相談員又は介護支援専門員
連絡先(電話番号)	0259-66-2018
受付時間	月曜日～金曜日（祭日を除く） 午前8：30～午後5：15

- ② 当事業所に対する苦情は、次の機関等にも申し立てることができます。

苦情受付場所	連絡先(電話番号)
佐渡市社会福祉部高齢福祉課(佐渡市千種 232 番地)	0259-63-3790
新潟県国民健康保険団体連合会 (新潟県新潟市中央区新光町7番地1)	025-285-3022
第三者委員	2名